

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【提出先】** 関東財務局長殿

**【提出日】** 平成21年3月12日提出

**【計算期間】** 第8期（自 平成19年12月21日 至 平成20年12月22日）

**【ファンド名】** 日本選抜オープン  
(以下「ファンド」といいます。)  
なお、ファンドの愛称を「s - オープン」とします。

**【発行者名】** 野村アセットマネジメント株式会社

**【代表者の役職氏名】** 執行役社長 吉川 淳

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

**【事務連絡者氏名】** 松井 秀仁

**【連絡場所】** 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

**【電話番号】** 03-3241-9511

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

受益権の信託金限度額は、3,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

##### <商品分類>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(日本選抜オープン)

##### 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

##### 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
--------	------	--------

株式	年1回	グローバル
一般		
大型株	年2回	
中小型株		日本
	年4回	
債券		北米
一般	年6回	
公債	(隔月)	欧州
社債		
その他債券	年12回	アジア
クレジット属性	(毎月)	
( )		オセアニア
	日々	
不動産投信		中南米
	その他	
その他資産	( )	アフリカ
( )		
資産複合		中近東
( )		(中東)
資産配分固定型		
資産配分変更型		エマージング

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成21年1月1日現在)

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資

収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

[ 補足分類 ]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[ 投資対象資産による属性区分 ]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) 欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## [ 投資形態による属性区分 ]

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

## [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

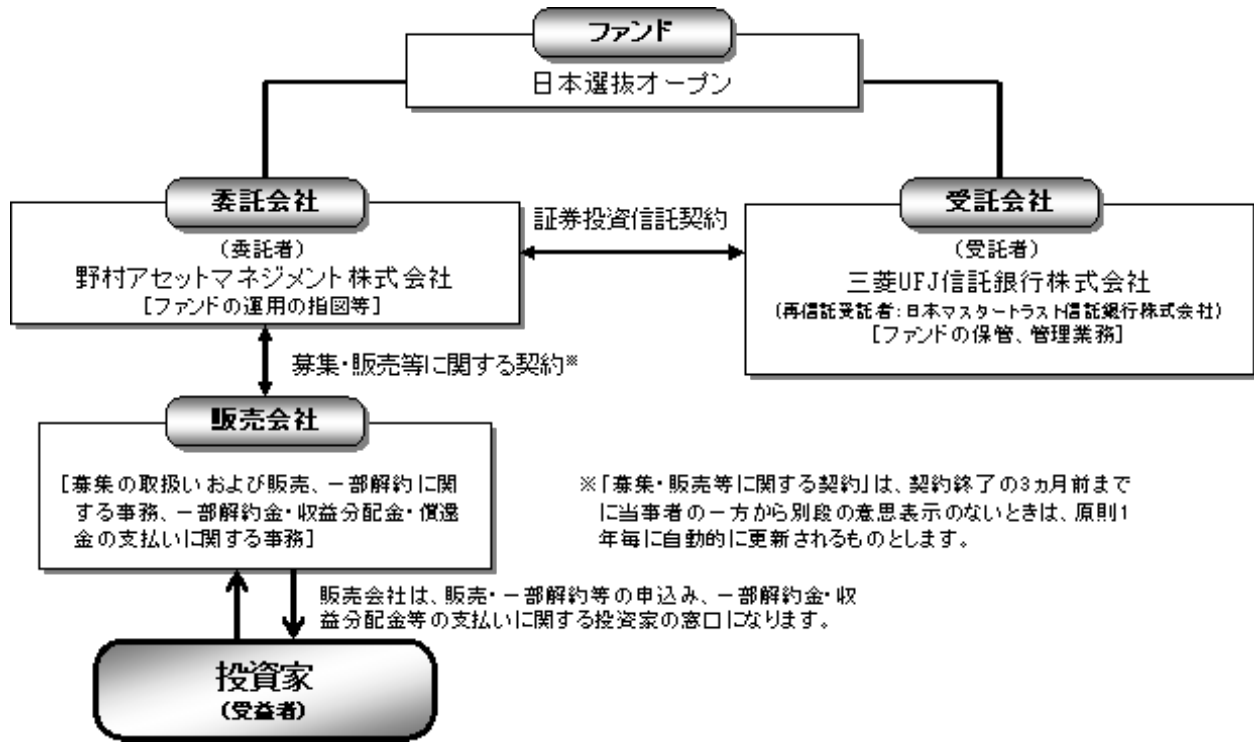
## [ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

## [ 特殊型 ]

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2) 【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

## 委託会社

## ・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

## ・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

## ・ 資本金の額

平成21年1月末現在、17,180百万円

## ・ 会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

## ・ 大株主の状況(平成21年1月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

**[1] 21世紀の日本経済の成長を牽引（リード）すると考えられる企業の株式に投資します。**

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式のうち、21世紀の日本経済の成長を牽引（リード）すると考えられる企業の株式に投資することを基本とします。

21世紀の日本経済の成長を牽引すると考えられる企業とは、各業種・業界のリーディング・カンパニーを主軸とし、この他に、ニッチ（すきま）市場のリーディング・カンパニーを補完的に加えた銘柄群とします。

ファンドにおいてニッチ（すきま）市場とは、必ずしも現在の市場規模が大きくはない市場であるものの、今後成長が期待される市場をいいます。

**[2] 銘柄の選択にあたっては、ボトムアップアプローチにより業界の競争力および企業の経営戦略、業績動向、株価の割安性等を総合的に勘案して行ないます。**

銘柄の選定にあたっては、企業および業界の調査・分析に基づくボトムアップアプローチにより業界の競争力および企業の経営戦略、業績動向、株価の割安性等を総合的に勘案して行なうことを基本とします。

各業種・業界のリーディング・カンパニーの選定は、各業種内において時価総額、売上高、利益水準等の上位企業の中から、当該企業が属する業界の競争力および当該企業の収益性、株価の割安性などを勘案して選定します。

**[3] ポートフォリオの構築にあたっては業種分散等も考慮し、また株式の組入はフルインベストメントを基本とします。**

ポートフォリオの構築にあたっては、業種分散等も考慮のうえ行なうことを基本とします。銘柄への投資にあたっては、中長期投資を基本としますが、投資後、企業の業績修正動向等ファンダメンタルズの変化や株価の上昇等により株価の割安性が薄れたと判断した銘柄等については、適宜、銘柄入替を含めた見直しを行ないます。

株式の組入は、フルインベストメントを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、残存信託期間などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

わが国の株式を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

有価証券の指図範囲（約款第20条第1項）

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- 16．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 17．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 20．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 21．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、第13号および第14号の証券を「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲（約款第20条第2項）

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

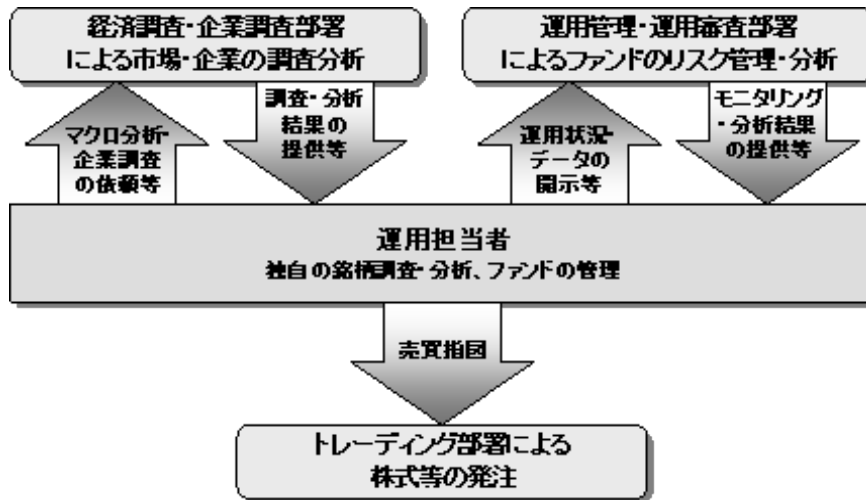
- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### その他の投資対象

- 1．先物取引等
- 2．スワップ取引

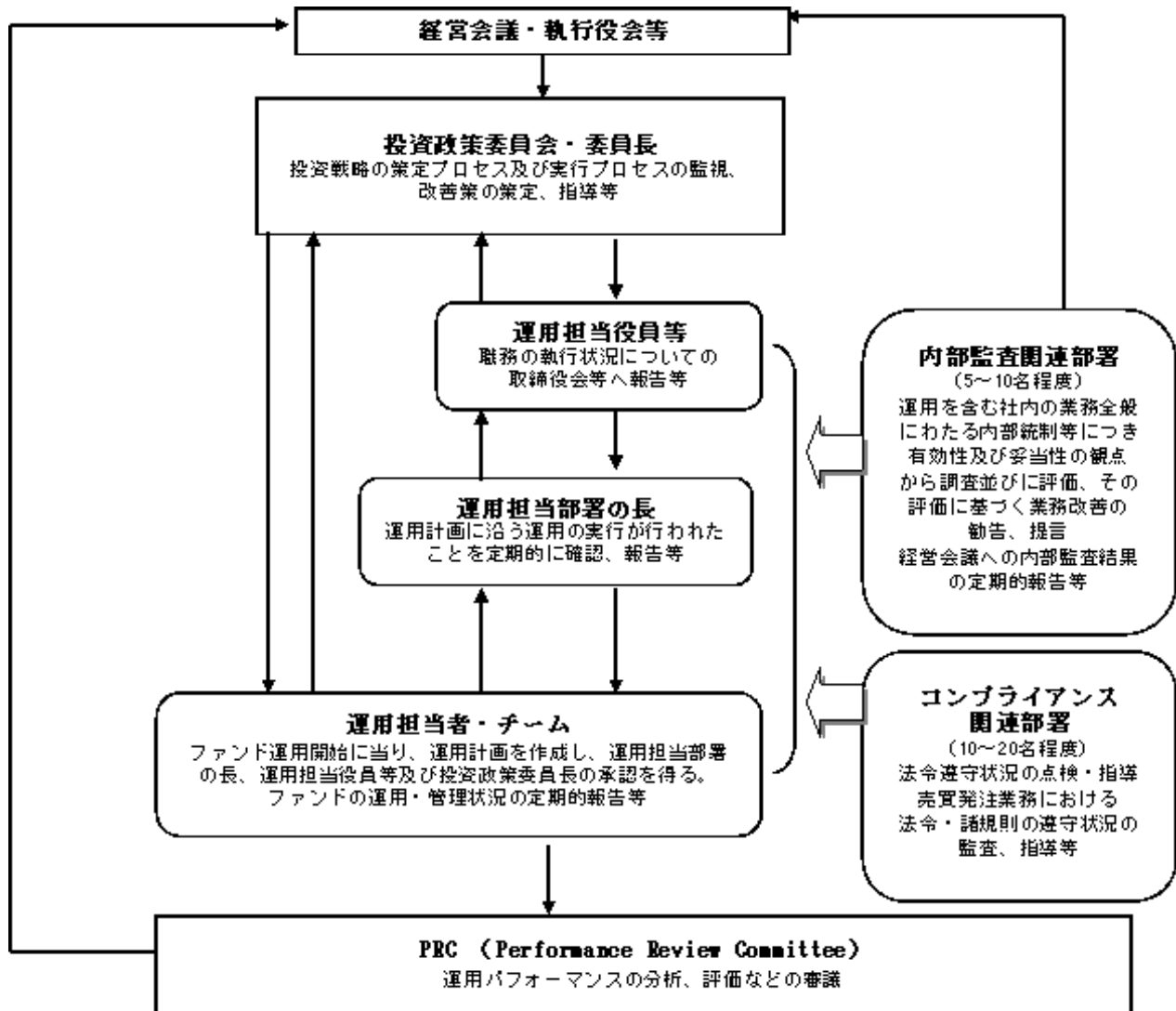
## (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成21年3月12日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### ファンドの決算日

原則として**毎年12月20日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

#### (5)【投資制限】

株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第25条）

- ( ) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引

時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第26条）

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲（約款第22条）

- ( )委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( )上記( )にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の

20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債 への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

信用取引の指図範囲（約款第24条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第28条）

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ（約款第36条）

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

主な変動要因

##### 【株価変動リスク】

ファンドは、株式の組入れを高水準（フルインベストメント）とすることを基本としますので、株価変動の影響を大きく受けます。

その他の変動要因

##### 【信用リスク】

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

##### 【有価証券の貸付等におけるリスク】

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

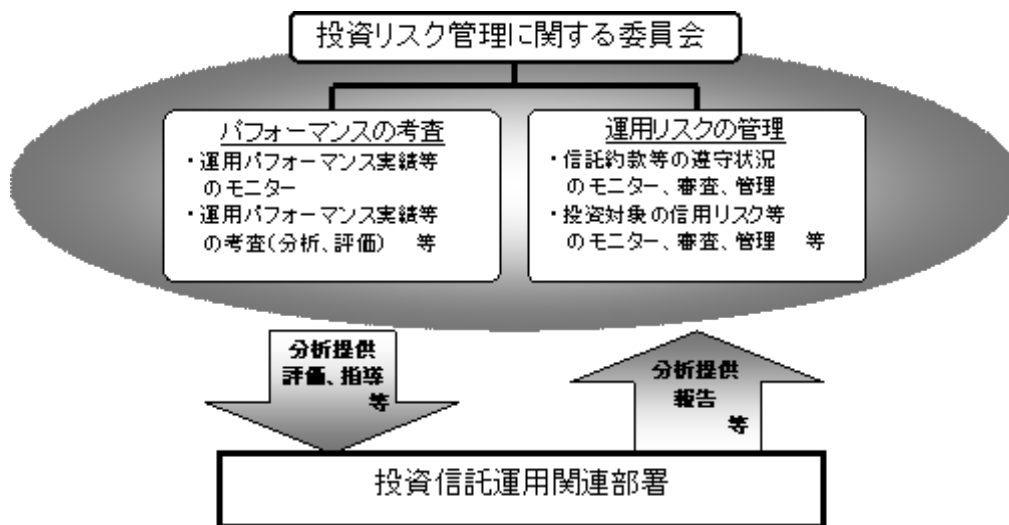
#### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成21年3月12日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に、3.15%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額)(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

## (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5(税抜年10,000分の150)の率を乗じて得た額とし、その分配については純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

< 純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
100億円以下の部分	年10,000分の70	年10,000分の70	年10,000分の10
100億円超300億円以下の部分	年10,000分の65	年10,000分の75	年10,000分の10
300億円超の部分	年10,000分の60	年10,000分の80	年10,000分の10

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

## (4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

## (5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

個人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税を選択した場合、20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。なお、普通分配金については総合課税を選択するこ

ともできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は以下の特例措置があります。

[平成21年1月1日から平成22年12月31日まで（2年間の特例措置）]

< 収益分配金に対する課税 >

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10%（所得税7%、地方税3%）の税率により源泉徴収が行われます。その各々の年分の普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（個々のファンド・銘柄毎に年間の普通分配金・配当金額が1万円以下の場合には合計額の計算から除外します。）までは10%の税率が適用され、その場合には申告不要の特例があります。上記年分の普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告が必要となります。）。なお、この場合には、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、100万円を超える部分は20%の税率となります。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その各々の年分の上場株式等の譲渡益の金額の合計額が500万円までは10%の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の率により源泉徴収され申告不要の特例があります。上記年分の譲渡益の金額の合計額が500万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告による申告分離課税となります）ので、20%の税率となります。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例の創設]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能となります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

法人の投資家に対する課税

平成21年3月31日までの間は、法人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成21年4月1日からは、15%（所得税15%）となります。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

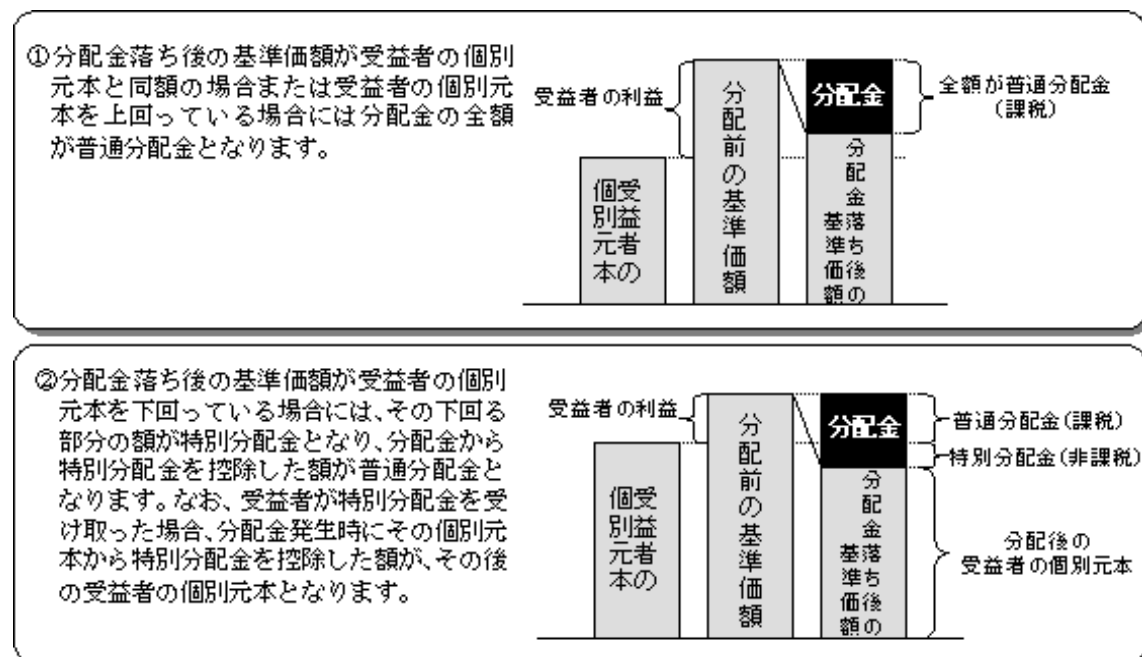
#### 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%（税抜3.0%）以内	消費税等相当額
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対し0.3%	

基準価額に、3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金	
			平成21年以降 2年間の特例措置による 軽減税率適用の場合	平成21年以降 2年間の特例措置による 軽減税率適用外の部分 及び平成23年1月以降
分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 10% <sup>1</sup>	普通分配金 × 20% <sup>1</sup>
換金時 (解約請求 制)	所得税および地方税		換金時の差益（譲渡益） <sup>2</sup> に対して10% <sup>1</sup>	換金時の差益（譲渡益） <sup>2</sup> に対して20% <sup>1</sup>
償還時	所得税および地方税		償還時の差益（譲渡益） <sup>2</sup> に対して10% <sup>1</sup>	償還時の差益（譲渡益） <sup>2</sup> に対して20% <sup>1</sup>

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。また、特例措置の適用範囲（上限金額、期間）とその内容等について詳しくは「課税上の取扱い」をご覧ください。特例措置の適用範囲を超える場合には確定申告が必要となります。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は平成21年1月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	173,799,000	95.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,265,815	4.01
合計(純資産総額)		181,064,815	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価	簿価	評価	評価	投資比率
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	信越化学工業	化学	4,000	3,850.00	15,400,000	4,260.00	17,040,000	9.41
2	日本	株式	KDDI	情報・通信業	27	615,000.00	16,605,000	570,000.00	15,390,000	8.49
3	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	2,900	4,540.00	13,166,000	4,250.00	12,325,000	6.80
4	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	17,500	664.00	11,620,000	691.00	12,092,500	6.67
5	日本	株式	グローリー	機械	6,000	1,746.00	10,476,000	1,553.00	9,318,000	5.14
6	日本	株式	参天製薬	医薬品	3,000	2,640.00	7,920,000	2,895.00	8,685,000	4.79
7	日本	株式	総合メディカル	サービス業	3,000	2,935.00	8,805,000	2,730.00	8,190,000	4.52
8	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	2,000	4,370.00	8,740,000	4,030.00	8,060,000	4.45
9	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	35,000	270.20	9,457,000	227.00	7,945,000	4.38
10	日本	株式	三井物産	卸売業	7,000	824.00	5,768,000	960.00	6,720,000	3.71
11	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,600	3,980.00	6,368,000	3,650.00	5,840,000	3.22
12	日本	株式	三益半導体工業	金属製品	6,000	700.00	4,200,000	950.00	5,700,000	3.14
13	日本	株式	任天堂	その他製品	200	34,950.00	6,990,000	28,300.00	5,660,000	3.12
14	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	900	6,840.00	6,156,000	6,150.00	5,535,000	3.05
15	日本	株式	太陽インキ製造	化学	3,000	1,624.00	4,872,000	1,700.00	5,100,000	2.81

16	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	10,000	447.00	4,470,000	427.00	4,270,000	2.35
17	日本	株式	電源開発	電気・ガス業	1,100	3,460.00	3,806,000	3,500.00	3,850,000	2.12
18	日本	株式	北海道電力	電気・ガス業	1,700	2,255.00	3,833,500	2,185.00	3,714,500	2.05
19	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	10	404,000.00	4,040,000	368,000.00	3,680,000	2.03
20	日本	株式	ニチレイ	食料品	9,000	352.36	3,171,326	352.00	3,168,000	1.74
21	日本	株式	東海カーボン	ガラス・土石製品	9,000	339.00	3,051,000	331.00	2,979,000	1.64
22	日本	株式	日本冶金工業	鉄鋼	10,000	248.00	2,480,000	234.00	2,340,000	1.29
23	日本	株式	日本板硝子	ガラス・土石製品	10,000	288.00	2,880,000	224.00	2,240,000	1.23
24	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	1,800	1,227.17	2,208,916	1,160.00	2,088,000	1.15
25	日本	株式	オリックス	その他金融業	500	5,220.00	2,610,000	4,030.00	2,015,000	1.11
26	日本	株式	日本製鋼所	機械	2,000	1,139.00	2,278,000	991.00	1,982,000	1.09
27	日本	株式	セコム	サービス業	500	4,280.00	2,140,000	3,820.00	1,910,000	1.05
28	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	400	5,020.00	2,008,000	4,400.00	1,760,000	0.97
29	日本	株式	新興プランテック	建設業	2,000	763.00	1,526,000	702.00	1,404,000	0.77
30	日本	株式	日立化成工業	化学	1,000	888.00	888,000	986.00	986,000	0.54

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	0.77
	食料品	1.74
	化学	12.77
	医薬品	11.60
	ゴム製品	1.15
	ガラス・土石製品	2.88
	鉄鋼	1.29
	非鉄金属	6.67
	金属製品	3.14
	機械	6.24
	その他製品	3.12
	電気・ガス業	6.53
	陸運業	5.08
	情報・通信業	13.92
	卸売業	4.20
	銀行業	8.12
その他金融業	1.11	
サービス業	5.57	
	小計	95.98
合計		95.98

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2001年12月20日)	1,474	1,474	8,504	8,504
第2期 (2002年12月20日)	3,365	3,365	7,355	7,355
第3期 (2003年12月22日)	10,333	10,333	8,667	8,667
第4期 (2004年12月20日)	1,591	1,591	9,063	9,063
第5期 (2005年12月20日)	890	903	14,172	14,372
第6期 (2006年12月20日)	609	621	14,846	15,146
第7期 (2007年12月20日)	465	475	13,587	13,887
第8期 (2008年12月22日)	187	187	6,480	6,480
2008年1月末日	420		12,528	
2月末日	427		12,753	
3月末日	383		11,741	
4月末日	428		13,120	
5月末日	437		13,405	
6月末日	412		12,663	
7月末日	394		12,148	
8月末日	366		11,337	
9月末日	268		9,299	
10月末日	201		6,945	
11月末日	188		6,492	
12月末日	191		6,605	
2009年1月末日	181		6,256	

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	200.0000 円
第6期	300.0000 円
第7期	300.0000 円
第8期	0.0000 円

【収益率の推移】

期	収益率
第1期	15.0 %
第2期	13.5 %
第3期	17.8 %
第4期	4.6 %
第5期	58.6 %
第6期	6.9 %
第7期	6.5 %
第8期	52.3 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## 第二部 【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成12年12月26日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
(半日営業日は午前9時～正午)  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は1口以上1口単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

#### <申込手数料>

取得申込日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に

当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものが当日のお申込み分となります。

手取り額は、解約申込みの受付日の基準価額から、( )信託財産留保額(1口につき基準価額の0.3%)、および( )所得税および地方税を差し引いた金額となります。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1口につき基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。

また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日の場合は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものに制限する場合があります。

す。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、ます。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～正午）

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成22年12月20日までとします(平成12年12月26日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、上記にかかわらず、最終計算期間は平成22年12月20日に終了するものとします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の口数が20万口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

( ) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( ) 上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

( ) 上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

( ) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( ) 上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付

を行うことが困難な場合には適用しません。

- ( ) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ( ) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

#### (d)信託約款の変更

- ( ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( ) 委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( ) 上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( ) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの規定にしたがいます。

#### (e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(d)信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。

## (g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### 収益分配金に対する請求権

#### 収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

#### 収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

### 償還金に対する請求権

#### 償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

#### 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

### 換金(解約)請求権

#### 換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

#### 換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。



## 第4【ファンドの経理状況】

## 日本選抜オープン

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成18年12月21日から平成19年12月20日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成19年12月21日から平成20年12月22日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成18年12月21日から平成19年12月20日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成19年12月21日から平成20年12月22日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成18年12月21日から平成19年12月20日まで)および第8期計算期間(平成19年12月21日から平成20年12月22日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

## 1【財務諸表】

## 【日本選抜オープン】

## (1)【貸借対照表】

期別	第7期 平成19年12月20日現在	第8期 平成20年12月22日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,025,401	10,751,571
株式	458,340,800	178,731,300
未収入金	4,774,583	1,902,488
未収配当金	579,600	72,000
未収利息	227	40
流動資産合計	479,720,611	191,457,399
資産合計	479,720,611	191,457,399
負債の部		
流動負債		
未払金		1,339,404
未払収益分配金	10,269,900	
未払受託者報酬	288,104	153,525
未払委託者報酬	4,033,350	2,149,232
その他未払費用	8,577	4,543
流動負債合計	14,599,931	3,646,704
負債合計	14,599,931	3,646,704
純資産の部		
元本等		
元本	342,330,000	289,830,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	122,790,680	102,019,305

(分配準備積立金)	194,803,122	165,274,730
元本等合計	465,120,680	187,810,695
純資産合計	465,120,680	187,810,695
負債純資産合計	479,720,611	191,457,399

## (2)【損益及び剰余金計算書】

期別	第7期 自平成18年12月21日 至平成19年12月20日	第8期 自平成19年12月21日 至平成20年12月22日
科目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	7,475,200	6,592,900
受取利息	31,256	28,964
有価証券売買等損益	25,488,578	219,417,299
その他収益	98	56
営業収益合計	17,982,024	212,795,379
営業費用		
受託者報酬	602,146	375,129
委託者報酬	8,429,831	5,251,585
その他費用	17,938	11,130
営業費用合計	9,049,915	5,637,844
営業利益	27,031,939	218,433,223
経常利益	27,031,939	218,433,223
当期純利益	27,031,939	218,433,223
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	6,045,126	13,227,197
期首剰余金又は期首欠損金( )	198,863,159	122,790,680
剰余金増加額又は欠損金減少額		
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,725,514	19,603,959
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,725,514	19,167,999
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		435,960
分配金	10,269,900	
期末剰余金又は期末欠損金( )	122,790,680	102,019,305

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第7期 自平成18年12月21日 至平成19年12月20日	第8期 自平成19年12月21日 至平成20年12月22日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。	(1) 株式 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 ただし、平成19年6月30日以前に計上(平成19年7月1日以降に更新されたものを除く)した受取配当金については、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準

3 会計方針の変更	<p>約定日基準で計上しております。</p> <p>受取配当金は、従来、原則として配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上していましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則等」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として配当落ち日において、予想配当金額の全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微であります。</p>	同左
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成18年12月21日から平成19年12月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成19年12月21日から平成20年12月22日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第7期 平成19年12月20日現在	第8期 平成20年12月22日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">34,233 口</div>	1 計算期間の末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">28,983 口</div>
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 <div style="text-align: right;">13,587 円</div>	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 <div style="text-align: right;">102,019,305 円</div>
	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 <div style="text-align: right;">6,480 円</div>

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成18年12月21日 至 平成19年12月20日	第8期 自 平成19年12月21日 至 平成20年12月22日																														
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額208,680,994円(1口当たり6,095円)のうち、10,269,900円(1口当たり300円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 該当事項はございません。																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">3,607,972 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">205,073,022 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E = A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">208,680,994 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">34,233 口</td> </tr> <tr> <td>1口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G = E / F</td> <td style="text-align: right;">6,095 円</td> </tr> <tr> <td>1口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">300 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td style="text-align: center;">I = F × H</td> <td style="text-align: right;">10,269,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	A	円	費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	3,607,972 円	分配準備積立金額	D	205,073,022 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	208,680,994 円	当ファンドの期末残存口数	F	34,233 口	1口当たり収益分配対象額	G = E / F	6,095 円	1口当たり分配金額	H	300 円	収益分配金額	I = F × H	10,269,900 円	
項目	A	円																													
費用控除後の配当等収益額	A	円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																													
収益調整金額	C	3,607,972 円																													
分配準備積立金額	D	205,073,022 円																													
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	208,680,994 円																													
当ファンドの期末残存口数	F	34,233 口																													
1口当たり収益分配対象額	G = E / F	6,095 円																													
1口当たり分配金額	H	300 円																													
収益分配金額	I = F × H	10,269,900 円																													

## (関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 平成18年12月21日 至 平成19年12月20日	第8期 自 平成19年12月21日 至 平成20年12月22日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第7期 自 平成18年12月21日	第8期 自 平成19年12月21日

至 平成19年12月20日		至 平成20年12月22日	
期首元本額	410,380,000 円	期首元本額	342,330,000 円
期中追加設定元本額	円	期中追加設定元本額	1,400,000 円
期中一部解約元本額	68,050,000 円	期中一部解約元本額	53,900,000 円

## 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第7期 自 平成18年12月21日 至 平成19年12月20日		第8期 自 平成19年12月21日 至 平成20年12月22日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
株式	458,340,800	42,574,481	178,731,300	113,849,242
合計	458,340,800	42,574,481	178,731,300	113,849,242

## 3 デリバティブ取引関係

第7期(自 平成18年12月21日 至 平成19年12月20日)

該当事項はございません。

第8期(自 平成19年12月21日 至 平成20年12月22日)

該当事項はございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成20年12月22日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	新興プランテック	2,000	763.00	1,526,000	
	信越化学工業	4,000	3,850.00	15,400,000	
	日立化成工業	1,000	888.00	888,000	
	太陽インキ製造	3,000	1,624.00	4,872,000	
	武田薬品工業	2,900	4,540.00	13,166,000	
	参天製薬	3,000	2,640.00	7,920,000	
	日本板硝子	10,000	288.00	2,880,000	
	日本電気硝子	2,000	461.00	922,000	
	東海カーボン	9,000	339.00	3,051,000	
	日本冶金工業	10,000	248.00	2,480,000	
	日本電工	5,000	511.00	2,555,000	
	住友電気工業	17,500	664.00	11,620,000	
	三益半導体工業	6,000	700.00	4,200,000	
	日本製鋼所	2,000	1,139.00	2,278,000	
	グローリー	6,000	1,746.00	10,476,000	
	任天堂	200	34,950.00	6,990,000	
	北海道電力	1,700	2,255.00	3,833,500	
	電源開発	1,100	3,460.00	3,806,000	
	東京瓦斯	10,000	447.00	4,470,000	
	東日本旅客鉄道	9	684,000.00	6,156,000	
	西日本旅客鉄道	10	404,000.00	4,040,000	
	大塚商会	2,000	4,370.00	8,740,000	
	日本電信電話	4	502,000.00	2,008,000	
	KDDI	27	615,000.00	16,605,000	
	伊藤忠商事	2,000	420.00	840,000	
	三井物産	8,000	824.00	6,592,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,800	576.00	1,036,800	

	三井住友フィナンシャルグループ	16	398,000.00	6,368,000	
	みずほフィナンシャルグループ	35	270,200.00	9,457,000	
	オリックス	500	5,220.00	2,610,000	
	総合メディカル	3,000	2,935.00	8,805,000	
	セコム	500	4,280.00	2,140,000	
計	銘柄数：32			178,731,300	
	組入時価比率：95.2%			100%	
合計				178,731,300	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券（平成20年12月22日現在）

該当事項はございません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成21年1月30日現在

資産総額	181,380,346	円
負債総額	315,531	円
純資産総額( - )	181,064,815	円
発行済口数	28,943	口
1口当たり純資産額( / )	6,256	円

## 第5【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	514,404	341,041	173,363
第2期	426,197	141,975	457,585
第3期	1,219,981	485,250	1,192,316
第4期	173,797	1,190,547	175,566
第5期	2,515	115,219	62,862
第6期	584	22,408	41,038
第7期		6,805	34,233
第8期	140	5,390	28,983

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

平成21年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

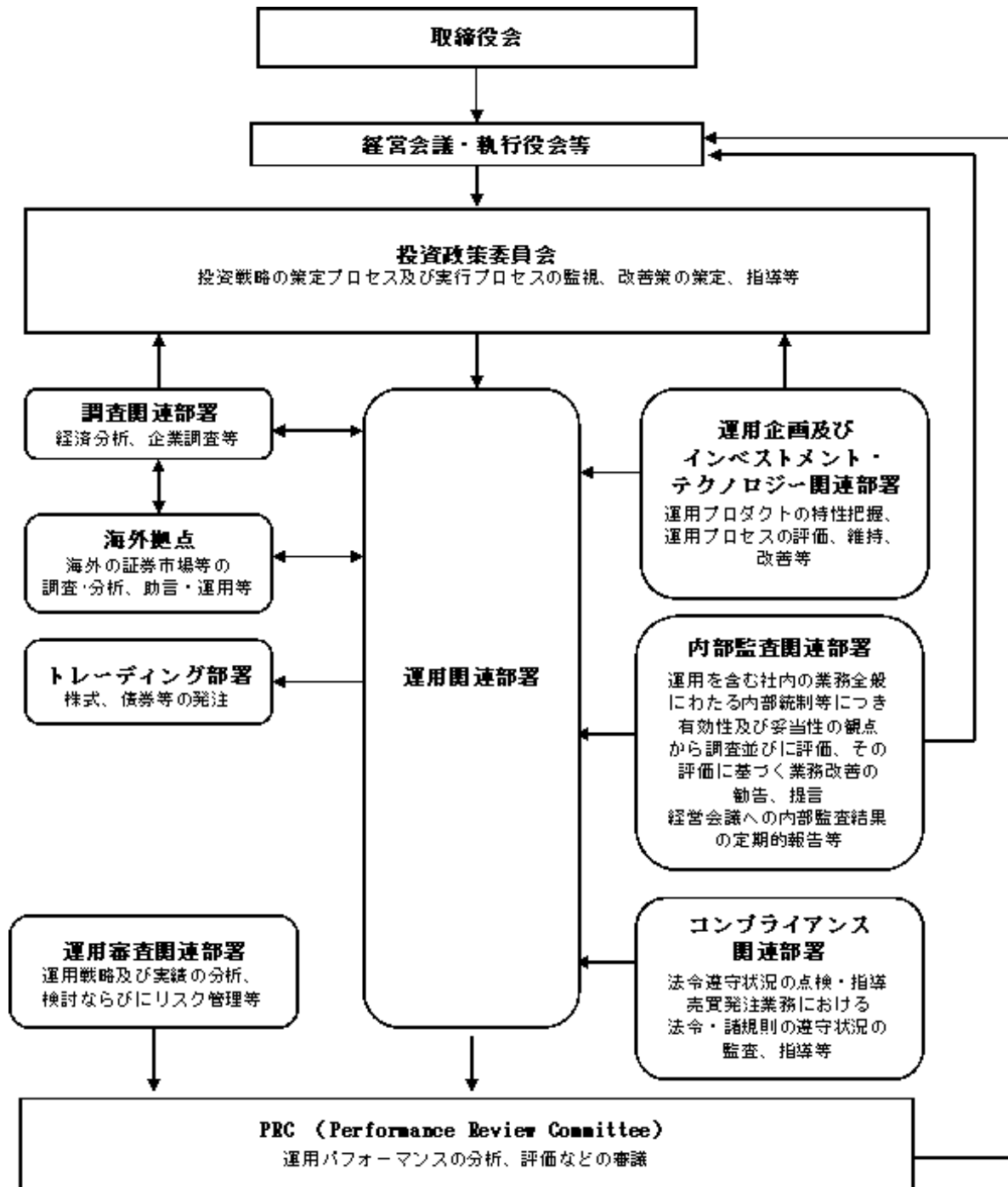
###### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

###### 委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年1月30日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	545	7,651,576
単位型株式投資信託	22	176,593
追加型公社債投資信託	20	4,921,354
単位型公社債投資信託	0	0
合計	587	12,749,523

### 3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、前事業年度については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第2条の規定に基づいて改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年11月17日総理府令第129号)により、当事業年度については、財務諸表等規則ならびに同規則第2条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により、作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前事業年度及び当事業年度については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 . 委託会社の前事業年度の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
<b>(資産の部)</b>						
<b>流動資産</b>						
現金		0		-		
預金		23,241		-		
現金・預金		-		2,855		
金銭の信託		2,105		32,058		
有価証券		-		6,300		
関係会社短期貸付金		14,000		-		
短期貸付金		-		1,526		
支払委託金		73		-		
収益分配金		73		-		
前払金		30		45		
前払費用		16		9		
未収入金		356		81		
未収委託者報酬		14,048		13,910		
未収収益		2,261		2,030		
繰延税金資産		1,352		1,137		
その他		748		1,072		
貸倒引当金		15		7		
流動資産計		58,221	45.6	61,020	52.0	
<b>固定資産</b>						
<b>有形固定資産</b>						
建物	2	638		800		
器具備品	2	1,104		1,171		
<b>無形固定資産</b>						
ソフトウェア		7,637		8,852		
電話加入権		2		2		
その他		2		2		
<b>投資その他の資産</b>						
投資有価証券		44,125		27,606		
関係会社株式	3	15,405		15,739		
従業員長期貸付金		231		194		
長期差入保証金		30		34		
長期前払費用		9		17		
繰延税金資産		-		1,567		
その他		247		264		
貸倒引当金		0		0		
固定資産計		69,436	54.4	56,253	48.0	
資産合計		127,657	100.0	117,274	100.0	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
<b>(負債の部)</b>						
<b>流動負債</b>						
預り金		74		148		

未払金	1		14,332			12,848	
未払収益分配金		85			5		
未払償還金		261			105		
未払手数料		6,040			6,115		
その他未払金		7,944			6,622		
未払費用	1		8,486			8,363	
未払法人税等	4		2,640			1,591	
前受収益			9			8	
賞与引当金			1,650			1,730	
その他			86			102	
流動負債計			27,279	21.4		24,794	21.2
固定負債							
退職給付引当金			5,034			5,359	
時効後支払損引当金			-			467	
繰延税金負債			2,434			-	
その他			59			64	
固定負債計			7,528	5.9		5,890	5.0
負債合計			34,808	27.3		30,685	26.2
(純資産の部)							
株主資本			82,451	64.6		81,714	69.7
資本金			17,180			17,180	
資本剰余金			11,729			11,729	
資本準備金		11,729			11,729		
利益剰余金			53,541			52,804	
利益準備金		685			685		
その他利益剰余金		52,856			52,119		
別途積立金		35,606			35,606		
繰越利益剰余金		17,249			16,512		
評価・換算差額等			10,397	8.1		4,874	4.1
その他有価証券評価差額金			11,008			5,124	
繰延ヘッジ損益			610			250	
純資産合計			92,849	72.7		86,589	73.8
負債・純資産合計			127,657	100.0		117,274	100.0

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		82,515		124,893	
投資顧問収入		11,959		-	
運用受託報酬		-		10,506	
その他営業収益		7		8	
営業収益計		94,482	100.0	135,408	100.0
営業費用					
支払手数料		37,426		57,704	
広告宣伝費		2,150		2,439	
公告費		39		27	
受益証券発行費		90		27	
調査費		19,783		32,108	

調査費		1,198		1,576		
委託調査費		18,585		30,532		
委託計算費			882		681	
営業雑経費			2,383		2,950	
通信費		141		175		
印刷費		963		1,375		
協会費		65		76		
諸経費		1,212		1,322		
営業費用計			62,756	66.4	95,938	70.9
一般管理費						
給料			9,292		10,229	
役員報酬	2	1,021		667		
給料・手当		5,542		6,480		
賞与		2,729		3,081		
交際費			205		212	
旅費交通費			615		786	
租税公課			432		637	
不動産賃借料			1,821		1,687	
退職給付費用			93		951	
固定資産減価償却費			1,915		2,543	
諸経費			3,970		5,902	
一般管理費計			18,347	19.4	22,949	16.9
営業利益			13,378	14.2	16,519	12.2

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
営業外収益	1					
受取配当金		1,854		2,369		
有価証券利息		160		282		
受取利息		68		86		
デリバティブ利益		-		1,308		
その他		548		337		
営業外収益計		2,632	2.8	4,384	3.2	
営業外費用						
デリバティブ損失		86		-		
金銭の信託運用損		-		392		
為替差損		-		67		
時効後支払損引当金繰入額		-		178		
その他		181		8		
営業外費用計		267	0.3	647	0.4	
経常利益			15,743	16.7	20,256	15.0
特別利益						
投資有価証券等売却益		7,863		1,421		
関係会社株式売却益		4,893		-		
株式報酬受入益		127		312		
特別利益計		12,884	13.6	1,734	1.3	
特別損失						

投資有価証券等売却損		113			80		
投資有価証券等評価損		-			23		
固定資産除却損	3	601			56		
事務所移転費用	4	1,115			-		
過年度時効後支払損引当金 繰入額		-			429		
特別損失計			1,830	1.9		589	0.5
税引前当期純利益			26,797	28.4		21,400	15.8
法人税等	5		9,913	10.5		-	
法人税、住民税及び事業税			-			9,211	6.8
法人税等調整額			73	0.1		50	0.0
当期純利益			16,810	17.8		12,139	9.0

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	63,606	13,644	77,936	106,846
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩					28,000	28,000	-	-
剰余金の配当						41,205	41,205	41,205
当期純利益						16,810	16,810	16,810
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額合 計（百万円）	-	-	-	-	28,000	3,605	24,394	24,394
平成19年3月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	17,249	53,541	82,451

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高（百 万円）	17,435	-	17,435	124,282
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				-
剰余金の配当				41,205
当期純利益				16,810
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）	6,427	610	7,038	7,038
事業年度中の変動額合計 （百万円）	6,427	610	7,038	31,433
平成19年3月31日残高（百 万円）	11,008	610	10,397	92,849

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日残高 (百万円)	17,180	11,729	11,729	685	35,606	17,249	53,541	82,451
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						12,876	12,876	12,876
当期純利益						12,139	12,139	12,139
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)								
事業年度中の変動額合 計(百万円)	-	-	-	-	-	737	737	737
平成20年3月31日残高 (百万円)	17,180	11,729	11,729	685	35,606	16,512	52,804	81,714

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百 万円)	11,008	610	10,397	92,849
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				12,876
当期純利益				12,139
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純 額)	5,883	360	5,522	5,522
事業年度中の変動額合計 (百万円)	5,883	360	5,522	6,259
平成20年3月31日残高(百 万円)	5,124	250	4,874	86,589

## [重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左)

<p>(2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p>	<p>(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左)</p> <p>時価のないもの (同左)</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (同左)</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左)</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p>
<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p> <p>(3) 退職給付引当金 (同左)</p>

<p>6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(4) 時効後支払引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 (同左)</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左)</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>(3)ヘッジ方針 (同左)</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 (同左)</p> <p>9. 連結納税制度の適用 (同左)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## [会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は93,459百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	

<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>当社は、親会社において計上された株式報酬費用相当額を人件費として計上し、同額を特別利益に計上しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益が127百万円減少し、特別利益が同額増加しております。なお、税引前当期純利益への影響はございません。</p>	
	<p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>当事業年度より、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年3月30日 法律第6号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理)</p> <p>当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)を適用しております。</p> <p>この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。</p>

## [表示方法の変更]

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。</p>
	<p>(損益計算書関係)</p> <p>1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。</p>

	<p>3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。</p> <p>4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## [追加情報]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

## [注記事項]

## 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)												
<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払金</td> <td>7,067百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>2,029</td> </tr> </table>	未払金	7,067百万円	未払費用	2,029	<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払金</td> <td>5,619百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>934</td> </tr> </table>	未払金	5,619百万円	未払費用	934				
未払金	7,067百万円												
未払費用	2,029												
未払金	5,619百万円												
未払費用	934												
<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>362</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>481</td> </tr> </table>	建物	118百万円	器具備品	362	合計	481	<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>201百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>736</td> </tr> </table>	建物	201百万円	器具備品	534	合計	736
建物	118百万円												
器具備品	362												
合計	481												
建物	201百万円												
器具備品	534												
合計	736												
<p>3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>3,064百万円</td> </tr> </table>	関係会社株式	3,064百万円	<p>3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>3,064百万円</td> </tr> </table>	関係会社株式	3,064百万円								
関係会社株式	3,064百万円												
関係会社株式	3,064百万円												
<p>4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額35百万円が含まれております。</p>	<p>4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。</p>												

## 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取配当金</td> <td>1,404百万円</td> </tr> </table>	受取配当金	1,404百万円	<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取配当金</td> <td>2,214百万円</td> </tr> </table>	受取配当金	2,214百万円
受取配当金	1,404百万円				
受取配当金	2,214百万円				
<p>2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p>	<p>2. 役員報酬の範囲額 (同左)</p>				

<p>3. 固定資産除却損 ソフトウェアの除却損であります。</p> <p>4. 事務所移転費用の内訳 固定資産除却損 287百万円 器具備品費用 643百万円 原状回復費用 185百万円</p> <p>5. 法人税等 法人税、住民税及び事業税の充当額であります。</p>	<p>3. 固定資産除却損</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">54</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">56</td> </tr> </table>	器具備品	1百万円	ソフトウェア	54	合計	56
器具備品	1百万円						
ソフトウェア	54						
合計	56						

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成18年5月17日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	41,205百万円
1株当たり配当額	8,000円
基準日	平成18年3月31日
効力発生日	平成18年5月31日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
--------	-----------

1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日

リース取引関係

前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
器具備品	器具備品
取得価額相当額 1,569百万円	取得価額相当額 1,453百万円
減価償却累計額相当額 807	減価償却累計額相当額 814
減損損失累計額相当額 -	減損損失累計額相当額 -
期末残高相当額 761	期末残高相当額 639
未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高	未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額
1年以内 294百万円	1年以内 281百万円
1年超 483	1年超 368
合計 777	合計 650
リース資産減損勘定期末残高 - 百万円	リース資産減損勘定期末残高 - 百万円
支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 314百万円	支払リース料 332百万円
リース資産減損勘定の取崩額 -	リース資産減損勘定の取崩額 -
減価償却費相当額 294	減価償却費相当額 309
支払利息相当額 21	支払利息相当額 19
減損損失 -	減損損失 -
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 (同左)
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	利息相当額の算定方法 (同左)

2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料		2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	
1年以内	6百万円	1年以内	4百万円
1年超	9	1年超	5
合計	16	合計	9

## 有価証券関係

## 1. 売買目的有価証券

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

## 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

## 3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成19年3月31日)			当事業年度末 (平成20年3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	150,552	147,488	3,064	113,023	109,959
合計	3,064	150,552	147,488	3,064	113,023	109,959

## 4. その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成19年3月31日)			当事業年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	15,022	14,739	282	7,649	7,366
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他( 1)	17,966	21,998	4,032	11,678	13,542	1,864
小計	18,249	37,020	18,771	11,961	21,192	9,231
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	-	-	-	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他	5,955	5,842	112	5,906	5,362	544
小計	5,955	5,842	112	5,906	5,362	544
合計	24,205	42,863	18,658	17,868	26,554	8,686

- ( 1 ) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は610百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円(税効果会計適用後)であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円(税効果会計適用後)との純額を貸借対照表に計上しております。

#### 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
売却額	14,047百万円	7,970百万円
売却益の合計額	7,844百万円	1,419百万円
売却損の合計額	113百万円	80百万円

#### 6. 時価評価されていない主な有価証券(上記2.及び3.を除く)

区分	前事業年度末 (平成19年 3月31日)	当事業年度末 (平成20年 3月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	-	6,300
非上場株式	1,261	1,052
合計	1,261	7,352
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,073	4,408
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,341	12,675

#### 7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成19年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	378	-	6,867	2,973
合計	378	-	6,867	2,973

当事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	6,300	-	6,813	-
合計	6,300	-	6,813	-

## デリバティブ取引関係

## 1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引は価格の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。</p>	<p>(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>ヘッジ方針 (同左)</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 (同左)</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)</p>

## 2. 取引の時価等に関する事項

## (1) 前事業年度末(平成19年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,922	-	3,008	86
合計		2,922	-	3,008	86

## (注) 1. 時価の算定方法

期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

## (2) 当事業年度末(平成20年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	-	2,787	96
市場取引以外の取引	スワップ取引 短期変動金利受取 ・ 株価指数変化率 支払	4,663	-	6	6
合計		7,354	-	2,781	102

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

## 退職給付関係

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成19年3月31日)	
イ. 退職給付債務	12,512百万円
ロ. 年金資産	5,929
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	6,583
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	1,271
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	277
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	5,034
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	5,034

## 3. 退職給付費用に関する事項(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

イ. 勤務費用	468百万円
ロ. 利息費用	256
ハ. 期待運用収益	142
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	545
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	53
チ. その他(注)	40
計	93

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

## 当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

イ. 退職給付債務	13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	5,359
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	5,359

## 3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

## 税効果会計関係

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額 2,063	退職給付引当金損金算入限度超過額 2,197
所有株式税務簿価通算差異 884	所有株式税務簿価通算差異 884
ゴルフ会員権評価減 549	ゴルフ会員権評価減 508
投資有価証券評価減 800	投資有価証券評価減 673
減価償却超過額 265	減価償却超過額 273
子会社株式売却損 196	子会社株式売却損 196
賞与引当金損金算入限度超過額 676	賞与引当金損金算入限度超過額 709
事業税 604	事業税 350
繰延ヘッジ損失 424	時効後支払損引当金 191
その他 101	繰延ヘッジ損失 173
繰延税金資産計 6,567	その他 107
繰延税金負債	繰延税金資産計 6,266
有価証券評価差額金 7,650	繰延税金負債 3,561
繰延税金負債計 7,650	有価証券評価差額金 3,561
繰延税金負債(純額) 1,082	繰延税金負債計 3,561
	繰延税金資産(純額) 2,705
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 41.0%	法定実効税率 41.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.6%
住民税等均等割 0.0%	住民税等均等割 0.0%
タックスヘイブン課税済留保金 1.3%	タックスヘイブン課税 4.7%
外国税額控除 1.1%	外国税額控除 1.1%
その他 0.1%	その他 0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.3%

## 関連当事者との取引

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	-	関係会社短期貸付金	14,000
								貸付金利息の受入	39	未収金	4

## 2. 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

## 3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.3%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託 (*2)	5,137	未払費用	1,282

## 4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		なし	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*3)	28,227	未払手数料	4,919

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				

親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	57,000	-	-
								資金の回収	71,000	-	-
								貸付金利息 の受入	33	-	-

## 2. 役員及び個人主要株主等 該当はありません。

## 3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報 サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

## 4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業		なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (\*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。
- (\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (\*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

### 1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
--------------------------------------------	--------------------------------------------

1株当たり純資産額	18,026円51銭	1株当たり純資産額	16,811円16銭
1株当たり当期純利益	3,263円77銭	1株当たり当期純利益	2,356円90銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	16,810百万円	損益計算書上の当期純利益	12,139百万円
普通株式に係る当期純利益	16,810百万円	普通株式に係る当期純利益	12,139百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株
(追加情報)			
当事業年度より、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。			
なお、前事業年度と同様の方法により算定した当事業年度の1株当たり純資産額は18,145円12銭となります。			

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

		平成20年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,540
金銭の信託		41,940
有価証券		5,600
短期貸付金		1,678
未収委託者報酬		12,038
未収収益		2,788
繰延税金資産		1,042
その他		1,514
貸倒引当金		7
流動資産計		68,135
固定資産		
有形固定資産	1	2,148
無形固定資産		10,920
ソフトウェア		10,916
その他		4
投資その他の資産		37,068
投資有価証券		19,041
関係会社株式	2	15,739
繰延税金資産		1,432
その他		855
貸倒引当金		0
固定資産計		50,137
資産合計		118,272

		平成20年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		26,000
未払収益分配金		5
未払償還金		92
未払手数料		5,204
その他未払金	3	2,665
未払費用		7,239
リース債務		99
未払法人税等		1,649
賞与引当金		1,410
その他		156
流動負債計		44,521
固定負債		
リース債務		388
退職給付引当金		5,574
時効後支払損引当金		468
その他		21
固定負債計		6,452
負債合計		50,974
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		62,101
資本剰余金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		33,191
利益準備金		685
その他利益剰余金		32,506
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		7,899
評価・換算差額等		5,197
その他有価証券評価差額金		5,358
繰延ヘッジ損益		161
純資産合計		67,298
負債・純資産合計		118,272

## 中間損益計算書

		自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,507
運用受託報酬		4,697
その他営業収益		8
営業収益計		57,213
営業費用		
支払手数料		24,565
調査費		13,117
その他営業費用		2,441
営業費用計		40,124
一般管理費	1	11,296
営業利益		5,791
営業外収益	2	5,343
営業外費用	3	979
経常利益		10,155
特別利益	4	1,117
特別損失	5	664
税引前中間純利益		10,608
法人税、住民税及び事業税		3,689
法人税等調整額		6
中間純利益		6,913

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(単位:百万円)

	自 平成20年 4月 1日
	至 平成20年 9月30日
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
<b>資本剰余金合計</b>	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>別途積立金</b>	
前期末残高	35,606
当中間期変動額	
別途積立金の取崩	11,000
当中間期変動額合計	11,000
当中間期末残高	24,606
<b>繰越利益剰余金</b>	
前期末残高	16,512
当中間期変動額	
別途積立金の取崩	11,000
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	8,612
当中間期末残高	7,899

利益剰余金合計	
前期末残高	52,804
当中間期変動額	
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	19,612
当中間期末残高	33,191
株主資本合計	
前期末残高	81,714
当中間期変動額	
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	19,612
当中間期末残高	62,101
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,124
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	233
当中間期変動額合計	233
当中間期末残高	5,358
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	250
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	88
当中間期変動額合計	88
当中間期末残高	161
評価・換算差額等合計	
前期末残高	4,874
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	322
当中間期変動額合計	322
当中間期末残高	5,197
純資産合計	
前期末残高	86,589
当中間期変動額	
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	322
当中間期変動額合計	19,290
当中間期末残高	67,298

## [中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法          その他有価証券          時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)          時価のないもの... 移動平均法による原価法</p>
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）          定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く）          定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産          所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金          一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金          従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金          従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。          適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。          退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金          時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

## [中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更]

	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
リース取引に関する会計基準	当中間会計期間より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）を適用して おります。 この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1日以降に開始する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この結果、従来の方法に比して、「有形固定資産」は334百万円、「無形固定資産」は150百万円、「流動負債 リース債務」は99百万円、「固定負債 リース債務」は388百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

平成20年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	951百万円
2 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式	3,064百万円
3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

## 中間損益計算書関係

自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	216百万円
無形固定資産	1,286百万円
長期前払費用	3百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,697百万円
収益分配金	196百万円
受取利息	24百万円
デリバティブ利益	310百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	847百万円
支払利息	80百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	964百万円
株式報酬受入益	152百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	664百万円
投資有価証券評価損	0百万円

## 中間株主資本等変動計算書関係

自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	平成20年 3月 末	増加	減少	平成20年 9月 末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成20年 5月 28日の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・ 普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額		26,526百万円		
(2) 1株当たり配当額		5,150円		
(3) 基準日		平成20年 3月 31日		
(4) 効力発生日		平成20年 6月 2日		

## リース取引関係

自 平成20年 4月 1日  
至 平成20年 9月 30日

## 1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

リース資産の内容

有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア)

主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。

リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の「4 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産(器具備品)

取得価額相当額	1,382百万円
減価償却累計額相当額	885
中間期末残高相当額	497

未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	249百万円
1年超	263
合計	513

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	153百万円
減価償却費相当額	142
支払利息相当額	8

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

## 2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	6百万円
1年超	6
合計	13

## 有価証券関係

## 当中間会計期間末(平成20年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,197	89,133
合計	3,064	92,197	89,133

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	282	8,893	8,610
(2) その他( )	8,624	9,095	471
合計	8,906	17,988	9,081

( ) 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は189百万円(税効果会計適用後)であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益28百万円(税効果会計適用後)との純額を貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	12,675
(2) その他有価証券	
譲渡性預金	5,600
非上場株式	1,052

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

## デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

## 1 株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
スワップ取引 短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	1,350	-	359	359

## 2 商品関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
商品指数先物取引 売建	647	-	598	48

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

## 1 株当たり情報

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
1株当たり純資産額	13,065円91銭
1株当たり中間純利益	1,342円19銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	6,913百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	6,913百万円
期中平均株式数	5,150千株

## 重要な後発事象

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日

当社は、平成20年10月15日の経営会議において、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行うことを決定しました。当社は、移行時に「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し当該制度の改廃に伴う財務諸表に与える影響額を認識する予定であります。なお、移行時の退職給付債務等が確定していないことからその影響額は未確定であります。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと、

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

\* 平成20年12月末現在

#### (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\* 平成20年12月末現在

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

#### <再信託受託者の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 資本金：10,000百万円  
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

### 3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

#### (1)受託者

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年3月13日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成20年9月11日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高尾 幸 治指定社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高尾幸治指定社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年2月13日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高尾幸治  
業務執行社員代表社員 公認会計士 英公一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本選抜オープンの平成18年12月21日から平成19年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本選抜オープンの平成19年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年2月4日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本選抜オープンの平成19年12月21日から平成20年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本選抜オープンの平成20年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)